

Can the regulations be effective without monitoring ?

June,2001 JWCS

目次

はじめに	2
要約	2
調査の目的・方法	3
法規制前にトラの身体部分・製品を販売していた業者の追跡調査	3
1 虎骨	
2 虎骨を含有する製剤	
3 虎骨酒	
4 トラのペニス	
5 トラのペニスを含有する精力剤	
6 トラのペニスを漬けた酒	
7 その他（にかわ）	
8 まとめ	
法規制後、新規に抽出した業者の調査	8
1 虎骨	
2 虎骨を含有する製剤	
3 虎骨酒	
4 トラのペニス	
5 トラのペニスを含有する精力剤	
6 トラのペニスを漬けた酒	
7 まとめ	
日本のトラ牧場のその後	10
結論 - 法規制の効果の評価	11
勧告	12

はじめに

日本は、ワシントン条約付属書掲載種に関し、世界第2位の輸入大国である。もちろん、トラの身体部分・製品の違法な国際取引に関しても無縁ではない。1994年には、税関で持ちこみが発覚し輸入を差し止められたケースだけで144件を数え、ワシントン条約に関する輸入差し止め総件数(2,200)の7%に達していた(大蔵省関税局資料)。

第42回ワシントン条約常設委員会(1999年10月、リスボン)で報告されたワシントン条約タイガー・テクニカル・ミッションの報告書は、トラの保護と取引に関する日本政府の対応について厳しい批判を行い、改善すべき事項を指摘していた。そして、第11回締約国会議(2000年、Gigiri ケニア)では、それらの事項について日本政府が新たにといった対応が報告された(Doc.11.30)。

そのもっとも中心的なものは、種の保存法施行令の改正による虎骨、ペニス及びそれらの製品(derivatives)の国内取引規制導入(2000年4月施行)である。ただし、適法に輸入した在庫を政府に登録した上で取引することは法律上可能であり、在庫の流通により需要の刺激が続く危険がある。そこで、政府は、それらの取扱い業者に対し、販売及び陳列をやめるよう指導(direct)を行ったということである。

本レポートの目的は、JWCSが独自に行ったトラの身体部分及び製品の市場調査の結果に基づき、国内取引規制導入を中心とした日本政府の対応が、期待される効果を発揮しているかどうかを検証することである。

要約

法規制導入後も、少なくとも大都市圏で漢方薬局の20%以上が、依然としてトラの身体部分・製品を販売している可能性がある。法規制前に虎骨酒を販売していた業者の55%は、そのほとんどが法規制を知りつつそれをかいくぐる策を弄して販売を続けている。規制後新たに在庫を入手している者もいる。日本に存在するトラ牧場に対しては死亡したトラの身体部分の市場への流出について何ら監視措置がとられていない。新たな脅威は、インターネットによる宣伝・販売である。虎骨酒や虎骨膏を宣伝・販売し、あるいは個人輸入代行の対象商品としてとりあげるサイトが次々と現れている。ワシントン条約で輸出が禁止されているために貴重品だと強調するサイトさえある。漢方薬局等に保有されていた在庫がネット販売など別の流通ルートに流れて販売が行われる危険もある。

この調査結果に基づく限り、法規制の導入は期待された効果を発揮していないというべきである。その理由は次の2点である。

第1は、在庫をそのまま業者に保有させたことである。この在庫が現実には市場に流出しており、密輸品が国内市場に紛れ込むことが依然として容易な状況にある。

第2は、法規制導入後の製品等の販売状況の適切なモニタリングが行われず、取締りも行われていないことである。

調査の目的・方法

調査目的

本調査の目的は、日本国内におけるトラの身体部分・製品の流通状況、及びそれらの法規制（2000年4月施行）に対する取扱業者の対応を明らかにすることである。

調査期間

2001年1月から5月

調査内容と方法

・JWCS 調査員が顧客を装って漢方薬局及び精力剤専門店の店頭を訪問し（一部電話調査あり）、トラの身体部分・製品の販売の有無等及び店の法規制に対する対応について聞き取りを行った。

調査店舗の抽出は次のようにして行った。

・JWCS が、法規制前である1997年5月から1998年10月にかけて店頭調査を行った東京及び横浜（神奈川県）の漢方薬局及び精力剤専門店の中でトラの身体部分・製品を販売していた店舗22店。その他、1999年5月カタログ上で販売を確認した通信販売専門業者1件。

・電話帳に掲載されている漢方薬局の中から、東京10（実際に訪問できたのは5）、神奈川県及び大阪中央区の中からそれぞれ20（実際に訪問したのは神奈川20、大阪18）の店舗を無作為に抽出した。ただし、電話帳の広告により動物生薬を取り扱っていると推測される薬局は優先して抽出した。また、偶然訪問した東京都の海鮮食品店1店、千葉県（首都圏）の漢方薬局1店の調査結果を加えた。

・複数のサーチ・エンジンを使用することにより、トラの身体部分・製品を販売するウェブ・サイトを検索し、内容を確認した。

法規制前にトラの身体部分・製品を販売していた業者の追跡調査

1. 虎骨

法規制前の調査結果

JWCS が行った法規制前の調査では、首都圏の、漢方薬局2店（A-2、A-22）及び漢方診療所1店（A-12）で虎骨を確認していた。

法規制後の調査結果

法規制後の追跡調査では、これらのうち1つの漢方薬局の店頭で、虎骨が再度確認された。（A-22）この薬局では、法規制前の調査で、「10年以上前に買った時は1本5万円だったが今は買う人はいない」といいながら店頭に並べてあった。値札は付けていなかった。今回の調査でも、以前の場所に残っていた。

他の漢方薬局では、店頭から虎骨が消えていた。店主の説明によれば、虎骨を「店の宝」として長年飾っていたが、ワシントン条約のタイガー・ミッションが来日したり、BBC のテレビ局も来るので店頭から隠すようにと県の薬務課から言われ、店頭から引っ込めたとのことであった。(A-2)

残る 1 店については、調査を行わなかった。

2 . 虎骨を含有する製剤

法規制前の調査結果

法規制前の JWCS の調査では、東京の漢方薬局 6 店、横浜(神奈川県)の漢方薬局 1 店で、虎骨含有の錠剤が確認されていた(複数の種類の商品を取り扱っていた薬局あり)。

「舒筋丸」 5 店(A-4、A-8、A-9、A-10、A-22)

「活絡丹」 1 店(A-16)

「杜仲虎骨丸」 1 店(A-22)

法規制後の調査結果

規制後の追跡調査では漢方薬局 2 店で錠剤が再度確認された(複数の種類の商品を取り扱っていた薬局あり)。

「舒筋丸」 1 店(A-22)

在庫数は 1 個で、後記「杜仲虎骨丸」を販売している薬局(A-22)で取扱っていた。

なお、「舒筋丸」の輸入販売を行う製薬会社(A-8)が開設している薬局では、規制前の調査で在庫を確認していたが、規制導入後の調査では、余計な在庫は廃棄処分したと回答している。

「活絡丹」 1 店(A-16)

在庫が 2 個、価格は 1 瓶 6,500 円である。1998 年調査時も同様の在庫数だった。

「杜仲虎骨丸」 1 店(A-22) - 3,600 円

1999 年 2 月調査で 12 個の在庫、2001 年 1 月に 15 個の在庫があった。1999 年の調査時に、店主が「杜仲虎骨丸」は 1 ダース単位で買うと述べていたことから考えると、2 年間で最低でも 9 個は売れたことになる。店主は「中国で禁止になってしまったので、もう買えないからこれが最後」と購買欲を駆りたてるように商品を薦めた。

「杜仲虎骨丸」は成分や薬効の表記がすべて中国語であり、その販売は、今回導入された種の保存法による規制のみならず、薬事法の規制にも違反する。

3 . 虎骨酒

法規制前の調査結果

規制以前の調査では、虎骨酒を販売している漢方薬局を東京で 5 店と横浜で 3 店、中国料理店を東京で 1 店確認していた。「虎骨酒」 9 店(A-1、A-2、A-3、A-4、A-11、A-13、A-14、A-15、A-21)

法規制後の調査結果

規制後の追跡調査の結果では、虎骨酒を販売していたのは上記のうち、漢方薬局が東京及び横浜で各 1 店、

精力剤専門店が東京で1店、中国料理店が東京で1店であった。「虎骨酒」 4店(A-3、A-13、A-21、A-19)

・店のウィンドウに虎骨酒を飾っている。ただし、パッケージだけだと店主は述べていた。「虎骨酒は100本以上あったがお得意様に売った。1人10本ずつくらいまとめて買った。自分用に4～5本とってあるが売ってはいけない」と述べている。(A-3)

・店内ウィンドウの後ろの目立たないところに虎骨酒が置いてあった。 極小 在庫1個 2,500円。小 在庫7個 4,500円。店員は「希少なので6,500円でも売れる。」という。(A-13)

・「珍しい中国酒を飲ませる店」が売り物の中華料理店では、規制前は虎骨酒をウィンドウに出していたが、「今は裏にはあるが、飾れなくなった」と店主が述べている。メニューには載っている。(A-21)

・調査員が「虎骨酒」と表示されたオレンジ色のパッケージを戸棚の中に発見し、店員に確認したところ虎骨酒であることを認めしたが、「売り物ではない」と述べていた。そこへ店主が現れ、話題を変えられてそれ以上の質問はできなかった。(2001年2月、A-19)

・なお、今回の調査で在庫を確認できなかった薬局の中には、「虎骨酒在庫もあったが、禁止以降本社が回収し、売れなくなった」と述べたところがある一方(A-14) 在庫は「参考品としてはあるかもしれないが、売れないので寄贈品として使う」と述べるなど、無償での引渡しがあり得ることを述べた薬局もあった。(A-15)

4 . ペニス

法規制前の調査結果

規制前の調査では、都内または全国に支店をもつ精力剤専門店2件の合わせて5支店及び横浜の中華食材店1店でトラのペニスが販売されているのを確認していた。また、通信販売でもトラのペニスが販売されていた。

「トラペニス」 精力剤専門店5店(A-6、A-7、A-17、A-19、A-20) 中華食材店1店(A-5) 通信販売1件(A-21)

法規制後の調査結果

規制後の追跡調査では、中華食材店 1店のみで確認された。(A-5)

・1997年9月に確認し、1998年8月には在庫切れだった。今回の調査で最初はないと言ったが頼むと出してきた。ペニス 15,000円 在庫2つ。35度以上のお酒につける。香港から定期的に今後も入る。(A-5)

精力剤専門店については、2000年6月の調査では精力剤専門店1件の2支店でトラのペニスが確認されたものの、これらの支店に対する2001年2月の調査では販売を確認できなかった。(A-19、A-20)

2000年6月 June 2000

・ペニスはディスプレイしていなかったが、買う素振りを見せると、在庫を出してきて「本当は売ってはだめだ」と述べた。48,000円。(A-19)

・ペニス 48000円、在庫3つ。「今は48000円だがもう入らないから希少価値で高くなる。」(A-20)

2001年2月 February 2001

・「ペニスももう飾れない。店頭から下げて今は置いていない。」と述べていた。(A-19)

・「一切ない。」と述べていた。(A-20)

前回確認した通信販売(A-21)は、現在インターネット上でネット販売のサイトを設けている。
<http://www.rakuten.co.jp/yume/> しかし、2001年5月には「トラのペニス」の販売は確認できなかった。

5. ペニスを含有する精力剤

法規制前の調査結果

規制前の調査では、トラペニスの販売を確認した1件の精力剤専門店のあわせて2店と、通信販売1件で「ペニスの粉末入り錠剤」も販売していた。

「竜虎源」 2店(A-6、A-7)

「即虎精」 1件(通信販売A-21)

法規制後の調査結果

規制後の追跡調査では、1店の精力剤店で「竜虎源」が販売されていた。通信販売のネット販売(A-21)では今回「即虎精」の販売は確認できなかった。

「竜虎源」 1店(A-6)

・現在の竜虎源は、成分表示からトラが消えている。しかし、商品名や価格が全く変わらないだけでなく、店の説明ではトラのペニスの粉末が含有されているということであった。

6. ペニスを漬けた酒

法規制前の調査結果

規制前の調査では、中華料理店1店、精力剤専門店3支店でペニスを漬けた酒を確認していた。

「三鞭酒」 1店(A-21)

「蓬来酒(ペニス焼酎漬け)」4店(A-17、A-18、A-19、A-20)

法規制後の調査結果

「蓬来酒(ペニス焼酎漬け)」2000年6月の追跡調査では、精力剤専門店の2支店で販売されていた

・在日中国人に頼まれてペニス入り酒(蓬来酒)を作った。10万円。(2000年6月、A-19)

・蓬来酒 11万円。「規制されたと言っても在庫は売ってもかまわない。登録証など関係ない。この店で売ったという証明書を出す。国内では通用する」と述べた。(2000年6月、A-20)

しかし、2001年1月及び2月に再調査したところでは1支店のみ(A-19)で販売されていた。

・店は「愛好者のため最後の1つ。売約済み。頼まれてももう作らない」と述べていた。(2001年2月、A-19)

7. その他(にかわ)

法規制前の調査結果

規制前の調査で「王天撥」という名の「にかわ」を店頭販売していた。

「王天撥」 1店(A-2) 2300円。在庫28個。香港から2週間で届くという。(1998年8月)

法規制後の調査結果

規制後の追跡調査でも、販売が確認された。同じ店で店頭には置かず、奥から「にかわ」を出してきた。

「写真をとられるとまずいので表には出していないが、売り物だ」と所属の漢方医が述べた。

「王天撥」 1店(A-2)。在庫は、ラベル付が5、ラベルなしが2。価格はいずれも2,300円。

・「王天撥」のラベルはわざと破いて外している。常駐の漢方医は「ヒンズー語かタイ語でトラと書いてあるかもしれないので、ラベルを外しているし、表には出していない。3～4合の焼酎に入れれば虎骨酒になる。」と述べている。(A-2)

8. まとめ

法規制前にトラの身体部分・製品を販売していた業者の相当数が、法規制後もなお在庫を保有し、それらを販売している事実が明らかとなった。

虎骨を含有する錠剤については、販売を中止したものが少なくない一方、法規制後も薬事法に違反する錠剤を輸入しつづける業者が存在する。トラのペニスやペニスを漬けた酒についても、これまで全支店で販売していた精力剤専門店が販売を取りやめつつある一方、依然としてペニスを販売し続けている食材店が存在する。特に虎骨酒については、虎骨酒の代用になるにかわを販売する1店(A-2)を含め、規制前の業者の55%(9店中5店)が販売を続けている。

これらの業者は、製品等の販売が規制されていることを十分認識しつつ、購入の意思を告げられるまでは店頭から下げていたり、店頭に置きつつ非売品だと主張したり、意図的にパッケージのラベルをはがしたり、実際はトラのペニスを含有するにもかかわらず成分表からトラを外し顧客には口頭で成分を説明するなど、監視の目に触れないよう巧みに販売を続けている。

また、規制前には在庫切れだったペニスを規制後の訪問の際には出してきた店、規制前よりも規制後の方が虎骨含有錠剤の在庫が増えていた店、ペニスの取扱いを止めた精力剤専門店で法規制後初めて虎骨酒が確認された例など、法規制後新たに在庫を入手したと考えられるケースもみられた。

法規制後、新規に抽出した業者の調査

1. 虎骨

神奈川の1店では虎骨を調剤の原料として使用していた。現物そのままでの販売は行っていない。

「虎骨」 1店 (B-8)

- ・薬剤師は、「うちで輸入したのがあり、症状にあわせた調剤の原料として使っている。」と述べている。(B-8)

2. 虎骨を含有する製剤

神奈川の1店で、虎骨を含有する錠剤が販売されているのを確認した。

「活絡丹」 1店 (B-22)

- ・複数の在庫がある。店は、「売り物ではない。値段もわからない。」と述べている。(B-22)

虎骨を含有する製剤をインターネット販売しているサイトを5つ確認した(広告されている品目は6点)。

「海馬補腎丸」 ネット販売 (D-1)

「精力剤。中国で製造され、日本に医薬品として正式に輸入されている。300丸、5,700円」と説明されている。この製品の輸入元は、「舒筋丸」と同じ大手漢方薬メーカー、イスクラ産業である

「虎骨木瓜丸」 ネット販売 (D-2)

「リウマチ、神経痛の薬。虎骨は筋肉を増強させ、リウマチを治し、止痛効果がある」と説明されている。

「虎骨膏」 ネット販売 (D-2)

- ・「四肢痺れ、筋骨疼痛などの薬。虎骨には抗炎、鎮静。鎮痛の働きがあり、また骨折の治癒が促進できる」と説明されている。

「竜虎人丹」 個人輸入代行 (D-3)

成分表示なし。ただし、中国福建省福州市にある老舗の回春薬局で製造しており、虎骨を含有するとされている(引用:“Index of Products Traditional Asian Medicines Identification Manual for Law Enforcers CITES” Plate.2.14.C)

「麝香壮骨膏」 個人輸入代行 (D-5)

成分としては豹骨が表示されている。ただし、上記“Index of Products” Plate 1.2.4によると、虎骨及び豹骨が含有されている。

「消炎、止痛の薬。1袋 7cmX10cm 8枚入り 460円。一ヶ月の服用量の目安は1箱」と説明されている。

天然「麝香壮骨膏」 ネット販売 (D-6)

- ・「この商品は、ワシントン条約に基づいて、中国外輸出禁止になっており、日本国内では当社だけです。貴重品です!!」のメッセージ付きである。
- ・「消炎、鎮痛。1箱(8cmX13cm 10枚入り)3000円。中国湖北省製造」と説明されている。成分表示は

無い。“Index of Products” Plate.1.2.A では、本製品と同商標、同品名、そしてほとんど同じパッケージの膏葉が虎骨及び豹骨を含有するとされている。本製品の価格が や の商品と比べて 2.5 倍から 4 倍もすることからも、本製品は虎骨を含有すると推定される。

「麝香壯骨膏」 個人輸入代行(D-8)

成分として豹骨のみ表示してある。10 枚入り 1,200 円。

「麝香壯骨膏」 個人輸入代行(D-9)

“Index of Products” Plate.1.2.A によれば、豹骨を含有している。200 枚入り 15,000 円。

3. 虎骨酒

神奈川 1、千葉 1、大阪 2 の漢方薬局合計 4 店で、虎骨酒あるいは虎骨配合酒を確認した。

虎骨酒 4 店 (B-26、B-24、C-4、C-8)

- ・虎骨酒は目立たないところに 2 本置いてあった。非売品と表示されている。(B-26)
- ・虎骨酒小、極小各 1 本。店は、「古いから売らずに置いてある、売ると信用にかかわる。3、4 年前は売れたが、今は売れない」と述べている。(B-24)
- ・「昔の虎骨酒はある。展示はしているが、虎骨だとわかる人もいない。非売品。危険を冒してまで売りたくない。」と店は述べている。(電話調査：C-4)
- ・調査員が買いたいと持ちかけると、戸棚から出してきたが、「外に出すとうるさいから「表に出せない」と戸棚にすぐしまう。「中国にはまだあるが、日本には持ってこられない」「もう入ってこないの、6000 円のところ 8000 円で売りたい。だれか買う人いないかな」と述べた。在庫は 7 本。(C-8)

また、「虎骨酒」は現在在庫はないが、仕入れることができると答えた漢方薬局が 3 店あった。

- ・店は「虎骨酒は問屋にあるから、どうしても欲しければ電話する。」と述べた。(B-3)
- ・「虎骨酒は入る。2、3 年前にとった。最近は入れたことがない。」(B-5)
- ・**「虎骨酒はワシントン条約に引っかかって持ってこられない。お買い上げくださるなら持ってこられないことはない。必ず買ってくれると言うことを条件にしてほしい。香港に行って仕入れてくる。」**と述べる店があった。(B-15)

インターネット上で「虎骨酒」を販売しているサイトは確認できなかったが、1 店の漢方薬局の紹介サイトでは「虎骨酒」の写真入りで「虎骨酒や笹のエキスなど動物漢方の漢方薬を扱う。遠方からもわざわざ購入にくる人がいる。」と宣伝していた。

・D-3 福井県

またインターネット上での台湾料理店の紹介サイトでは、虎骨など約 30 種の生薬を含む秘酒を紹介している。

・D-7 福井県

4. ペニス

2001 年 4 月に偶然訪問した海産物食品店で、トラのペニスが 15 万円で販売されているのを発見した。この店にはアムールトラ、ベンガルトラ、スマトラトラの毛皮や剥製の在庫を何点も持っている。「トラの毛皮はワシントン条約でうるさくなっているの、この間もスマトラ島から持ち出そうとしたが、日本には税関がうるさ

くて入れられなかった。ロシアの船員がシベリアトラの毛皮をもって来たこともある。」と述べている。(B-27)

5．トラのペニスを含有する精力剤

ペニスを含有する精力剤は確認できなかった。

6．トラのペニスを漬けた酒

トラのペニスを漬けた酒は確認できなかった。

7．まとめ

無作為抽出した漢方薬局(43店)あるいは偶然立ち寄った1店の計44店のうち、現在在庫はないが仕入れることができるかと答えた漢方薬局3店(B-3、B-5、B-15)を含め、9店すなわち21%がトラの身体部分・製品を販売していることが判明した。取扱われているものは、虎骨酒が中心である。この割合は決して小さくない。今回調査したような大都市圏だけに絞ってみても日本の漢方薬局数が膨大な数に上ることを考えると、無視できない量の製品が流通し続けている可能性は否定できない。また、顧客の要求に応じ、密輸によって新たに在庫を仕入れることを明示した事例もあった。

さらに無視できないのは、インターネット上で、トラの身体部分・製品を宣伝(店頭で販売)、ネット販売、あるいは個人輸入を代行する業者が続々と出現している点である。ここでの取扱い商品には、虎骨酒や虎骨を含有する錠剤も見られるが、膏薬が多いのが特徴である。ワシントン条約で輸出が禁止されているために貴重品だと強調するサイトもあった。虎骨ではなく豹骨を含有する膏薬の個人輸入代行を宣伝する例が2件あった。

また、トラの身体部分・製品を販売していないと述べたある漢方薬局は、それらが法規制されたため「在庫を業者間で処理しようという業界内の動きがあった。もしそのようなものがあるとすれば、漢方と縁のないところにあるはずだ」と述べていた(B-16)。この情報は、漢方薬局の在庫が、例えばネット販売など、薬局以外の流通ルートに流れる危険性を示唆している。

日本のトラ牧場のその後

「世界最大の虎牧場 - 薬用動物繁殖場」とパンフレットで紹介していた北海道の「シベリアタイガーパーク」は、1980年にサファリパークのように観光客を受け入れる一方、虎骨や毛皮の製造販売を行っていた。アムールトラの飼育個体の登録を行っているライプチヒ動物園に1997年末に登録している数は47頭だったが、その年の北海道庁への報告は29頭であった。2年後の99年6月18日に北海道警察が施設の捜索を行った時の個体数は9頭と大幅に減っていた。「中国古来の若返りの仙薬 漢薬の三宝『虎骨参茸』の生薬生産と薬用動植物苑 虎参茸苑」の看板は今もそのままである。

1999年5月、北海道上川支庁は、トラの飼育施設の安全性に問題があるとのことで危険動物の飼養に関する条例に基づいて牧場への立ち入り検査を行った。牧場主は1999年10月28日、旭川地方検察庁に書類送検された。2000年3月30日、危険動物条例違反の事実は認められたものの、牧場主は起訴猶予処分になっている。一方、トラの身体部分・製品等の違法取引(種の保存法違反)については、北海道警察はその証拠を発見することができなかった。この時点で、刑事手続き上の捜査は終了している。

2001年5月、JWCSは、牧場のその後について北海道庁上川支庁から聴取りを行った。

上川支庁は、1999年の事件以来、年に1回、牧場への立ち入り検査を行いながら行政指導を続けることにしているとのことである。2000年12月の立ち入り調査では、施設内のトラは5頭であり（1年間で4頭死んだことになる）、死んだ個体は埋めたと牧場主が述べていたそうである。しかし、この点について上川支庁は、牧場主から話を聞いただけで、特段の確認をしていない。また、死んだ個体の処理と取引に関して、日本政府（環境省）から上川支庁への助言や依頼は何もなかったとのことである。

このように、1999年10月以来、牧場からのトラの身体部分・製品等の流出の監視については何の措置もとられていない。

結論 法規制の効果の評価

法規制が導入されて約1年が経過した時点で、少なくとも大都市圏において、漢方薬局の20%以上が虎骨酒を中心にトラの身体部分・製品を販売している可能性がある。

法規制前にそれらを販売していた業者が法規制導入によって販売を取りやめた割合は高くなく、特に虎骨酒については55%の業者が販売を続けている。販売を続ける者のほとんどは法規制の事実と意味を知りつつ、それをかいくぐる策を弄して販売を続けている。また、規制後新たに在庫を入手している者までいる。

一方、日本のトラ牧場では1999年6月から2000年12月までの1年6ヶ月の間に少なくとも4頭のトラが死亡し、その身体部分の処分が確認されないままである。確かに、今回の流通調査で確認した製品の原材料はいずれも中国由来と考えられこの牧場由来の身体部分・製品等流通の事実は確認できなかった。しかし、その流通を防止する監視措置がとられておらず、市場に流出していないという保障はない。

法規制後の調査で明らかとなった新たな脅威は、インターネットによる宣伝・販売である。法規制導入をあざ笑うかのように、虎骨酒や虎骨膏を宣伝・販売し、あるいは個人輸入代行の対象商品としてとりあげるサイトが次々と現れている。ワシントン条約で輸出が禁止されているために貴重品だと強調するサイトさえある。手軽な購入、違法行為が明るみに出にくいこと、違法行為を思いとどまろうという心理が顧客に働きにくいことなどが作用しているのであろう。また、漢方薬局等に保有されていた在庫がネット販売など別の流通ルートに流れて販売が行われる危険もある。

では、法規制導入から約1年が経過した時点で、その効果はどのように評価できるであろうか。

上記の調査結果に基づく限り、残念ながら、法規制の導入は期待された効果を発揮していない。その理由は明白である。

第1は、在庫をそのまま業者に保有させたことである。

導入された法規制は、CITES上適法に輸入されたもので種の保存法上の登録を受けた製品等以外は譲渡を規制するというものである。しかし、登録を受けない在庫でも保有すること自体は何らとがめられない。そこで、

日本政府は業者に対し、販売や陳列を止めるよう指導したようだが、この在庫が現実には市場に流出しているのである。この事実は、法規制後新たに在庫を確保した業者の存在が示しているように、密輸品が国内市場に紛れ込むことが依然として容易な状況にあることを意味する。

第2は、法規制導入後の製品等の販売状況の適切なモニタリングが行われず、取締りも行われていないことである。

政府は、都道府県や業界団体を通じるなどして、漢方薬局や有力な精力剤専門店に対し、法規制の周知を少なくとも1回は行ったようである。販売を中止した業者の中には、規制を厳しく受け止めている者もある。しかし、販売を続けている業者は、おおっぴらに売るのでなければ取締を受けることもない、と法規制をなめてかかっている。ネット上の販売についてはほとんど無法状態である。

勸告

日本政府は、

- 1、国内に存在するトラの身体部分・製品等の在庫、特に漢方薬局及び精力剤専門店が保有するものを、代償措置をとるなどして、徹底的に回収し廃棄すること。
- 2、トラの身体部分・製品等の国内市場における流通を、インターネット上の広告状況やトラ牧場で死んだ個体の処分の状況を含め、網羅的・定期的にモニタリングし、違法行為は徹底して取り締まること。
- 3、インターネット上の広告を中心にトラの身体部分・製品等の個人輸入代行を行う業者を把握し、これらの者を通関時に徹底的にチェックすることにより違法行為を取り締まること。
- 4、トラを含めワシントン条約附属書掲載種の身体部分を含有する漢方薬の実用的マニュアルを作成し（形態別に、パッケージの写真、商品名、製造者、成分及びその他の情報を、検索しやすいように掲載する）、税関、警察等関係機関の各担当部署に備え付けること。

付録

Follow-up survey of dealers identified to have been dealing in tiger parts and products prior to the trade regulation (June 2000 to May 2001)

No.	Location	Before regulation (from May 1997 to June 1999)		After regulation (from June 2000 to May 2001)	
		Date	Kind of products	Date	Kind of products
A-1	Tokyo	May 1997 Aug 1998	Bone Wine Bone Wine	Feb.2001	
A-2	Yokohama	Sept 1997 Aug 1998	Bone Wine, Bone Bone, Pills,Others	Jan.2001	Others
A-3	Yokohama	Sept 1997 Aug 1998	Bone Wine Bone Wine	Jan.2001	Bone Wine
A-4	Yokohama	Sept 1997 Aug 1998	Bone Wine Bone Wine, Pills	Jan.2001	Bone Wine in web site
A-5	Yokohama	Sept 1997 Aug 1998	Penis	Jan.2001 May 2001	
A-6	Tokyo	July 1998 Aug 1998	Penis Pills Penis, Penis Pills	Feb.2001	Penis Pills
A-7	Tokyo	Aug 1998	Penis, Penis Pills	Jan.2001	
A-8	Tokyo	Aug 1998	Pills	Jan.2001	
A-9	Tokyo	Aug 1998	Pills	out of business	
A-10	Tokyo	Aug 1998	Pills	Jan.2001	
A-11	Tokyo	Aug 1998	Bone Wine	Jan.2001	
A-12	Tokyo	Aug 1998	Bone	uninvestigated	
A-13	Tokyo	Aug 1998	Bone Wine	Jan.2001	Bone Wine
A-14	Tokyo	Aug 1998	Bone Wine	Jan.2001	
A-15	Tokyo	Aug 1998	Bone Wine	Jan.2001	
A-16	Tokyo	Aug 1998	Pills	Jan.2001	Pills
A-17	Tokyo	Aug 1998 Oct 1998	Penis, Penis Wine Penis,	Jan.2001	
A-18	Tokyo	Oct 1998	Penis Wine	uninvestigated	
A-19	Tokyo	Jun 1999 -	Penis, Penis Wine	June.2001 Feb.2001	Penis ,Penis wine Penis ,Penis wine
A-20	Tokyo	Jun 1999 -	Penis, Penis Wine	June.2001 Feb.2001	Penis ,Penis wine
A-21	Tokyo	Aug 1998	Bone Wine	Jan.2001	Bone Wine
A-22	Tokyo	Aug 1998 Feb 1999	Bone, Pills Bone, Pills	Jan.2001	Bone, Pills
A-23	mail order	Nov 1998 May 1999	Penis Pills Penis	May . 2001	

**Survey of the dealers newly sampled after the introduction of the regulation
(June 2000 to May 2001)**

No.	location	Date	kind of products
B-1	Tokyo	Jan 2001	
B-2	Tokyo	Jan 2001	
B-3	Tokyo	Jan 2001	Bone wine(no stocks but available)
B-4	Tokyo	Jan 2001	
B-5	Tokyo	Feb 2001	Bone wine(no stocks but available)
B-6	Kanagawa	Mar 2001	
B-7	Kanagawa	Mar 2001	
B-8	Kanagawa	April 2001	Bone for drug products
B-9	Kanagawa	April 2001	
B-10	Kanagawa	April 2001	
B-11	Kanagawa	April 2001	
B-12	Kanagawa	April 2001	
B-13	Kanagawa	April 2001	
B-14	Kanagawa	April 2001	
B-15	Kanagawa	April 2001	Bone wine(no stocks but available)
B-16	Kanagawa	April 2001	
B-17	Kanagawa	April 2001	
B-18	Kanagawa	April 2001	
B-19	Kanagawa	April 2001	
B-20	Kanagawa	April 2001	
B-21	Kanagawa	April 2001	
B-22	Kanagawa	April 2001	Bone pill
B-23	Kanagawa	April 2001	
B-24	Kanagawa	April 2001	Bone wine
B-25	Kanagawa	April 2001	
B-26	Chiba	Dec 2000	Bone wine
B-27	Tokyo	April 2001	Penis
C-1	Osaka	April 2001	
C-2	Osaka	April 2001	
C-3	Osaka	April 2001	
C-4	Osaka	April 2001	Bone wine
C-5	Osaka	April 2001	
C-6	Osaka	April 2001	
C-7	Osaka	April 2001	
C-8	Osaka	April 2001	Bone wine
C-9	Osaka	April 2001	
C-10	Osaka	April 2001	
C-11	Osaka	April 2001	
C-12	Osaka	April 2001	
C-13	Osaka	April 2001	
C-14	Osaka	April 2001	
C-15	Osaka	April 2001	
C-16	Osaka	April 2001	
C-17	Osaka	April 2001	
C-18	Osaka	April 2001	
D-1	Website	April 2001	Bone pill
D-2	Website	April 2001	Bone pill and plaster
D-3	Website	May 2001	Bone wine
D-4	Website	May 2001	Bone pill
D-5	Website	May 2001	plaster
D-6	Website	May 2001	plaster
D-7	Website	May 2001	Bone wine
D-8	Website	May 2001	plaster
D-9	Website	May 2001	plaster